

2. 「帝国」の形成と「民衆」の身体競技

- 日露戦後の「地方青年団体」の組織化に関連して -

高津 勝

1. 内務・文部両省の「地方青年団体」に関する施策の胎動

明治 38 年 4 月、日露戦中の地方状況を視察した芳川顕正内相は、時局に呼応して台頭した青年団体による銃後活動や補習教育、農事改良に関心を寄せ、同年 7 月に公表した小冊子「時局の地方経営と内相の巡視談」で広島県の「青年夜学」と兵庫県加古郡の青年団体による矯風運動、農事改良、軍人後援活動を紹介した。戦争の終結が近づき、戦後を展望し始めたとき、新たな国家目的に適合する地域青年集団の先進的な実践を発見したのである。『大日本青年団史』（昭和 17 年）は、この小冊子をもって「これはおそらく青年団に関して、政府が文書をもつて発表した最初のものであろう。(1)」とみなしている。

同年 9 月、内務省地方局長通牒「地方青年団向上発達二関スル件(2)」が発せられた。この通牒は、道府県に対し、戦争中に活発化した「各地方青年会」の活動が戦後も「益々勸奨誘掖永久ニ好成绩ヲ収メ候様」促すとともに、模範事例の報告を求めたものであり、これを起点に地域青年集団に関する内務省の施策が始動する。

ちなみに、上述した内相視察の途次、随行した書記官・井上友一らは、広島で『田舎青年』（明治 29 年）の著者・山本瀧之助と面談し、壮丁予備教育や青年夜学会、試験田など、兵庫県・滋賀県・静岡県で行われた先進的な実践に関する情報を入手し、内相に報告した。このとき山本は、「若連中」の改善を介して「全国幾千万の青年を、我国中の青年会を約すること(3)」、すなわち、若連中の再編をベースに青年会活動を全国的に展開する必要性を力説した。静岡県稲取町や千葉県源村、宮城県生田村など、報徳運動の影響下で町村財政・農事・生活習俗改善に取り組んだ模範村型の経験に加えて、補習教育拡充の一環として青年組織の改

革に従事した山本らの知見が、内務省の地域青年集団に対する施策を喚起したのである。

同じ年、文部省も地域青年集団の指導に着手する。初発は、帝国教育会主催の第 5 回全国連合教育会に宛てた「補習教育の普及発達を図るに於て簡易にして有効なる方法如何」と題する諮問（5 月 8 日付）であった(4)。8 月に東京で開催された全国連合教育会は、上述の諮問を審議する際、「補習教育」を「小学校の補習教育」と「実業補習教育」の 2 種に限定して審議することにし、「補習教育」と青年会・青年団体との関係について正面から取り上げなかった。しかし、山本瀧之助らの尽力によって「他の方法」、すなわち「小学校の補習教育」と「実業補習教育」以外の方法についても議論され、その結果、「教育招集」「夜学会等」「図書閲覧所」などととも、「地方に於ける青年団体に向て指導奨励を加ふること。」という文言が答申に盛り込まれることになる。

以上のように、第 5 回全国連合教育会では、「補習教育の普及発達」の審議にあたり、「地方に於ける青年団体」について十分な議論をせず、答申でも、補足的にしか扱わなかった。しかし、連合教育会の前後における山本の取り組みは、一部の教育関係者の関心を引き(5)、その後の文部省の政策にもインパクトを与えることになる。

文部省は同年 10 月、通俗教育に関する調査委員を設置するとともに、「若い衆」「若連中」の「組織活動弊害等」を把握するため、山本に収集した資料の提供を求めた。山本の「青年団指導改造」に関する見解に興味をもった、普通学務局長・沢柳政太郎の指示によるものであった(6)。

さらに同年 12 月、文部省は、普通学務局長名で「青年団二関スル件(7)」を通牒し、青年団体の指導・奨励に着手するよう道府県に促した。その要点は、各地に存在する青年団体の実態の把握と

指導・拡充を介して「通俗教育」の担い手へと教導しようとしたことにある。その際、「青年団体」は2つのカテゴリーに区分されていた。1つは、近来設置された「風儀ノ矯正、智徳ノ啓発、体格ノ改良其ノ他各種公益事業ノ帮助等ヲ目的トスル青年団体」、もう1つは、「旧来ノ慣例ニ依ル若連中等ノ青年団体」であった。そのうち前者、つまり新興型の団体については「誘掖指導シテ一層有効ノモノトラスムル」とともに、未設の地域に新設を促し、後者、すなわち在来型（若連中等）の団体に対しては、「適宜指導ヲ加フル」ことを求めた。通牒の指示内容は、実態の把握と「誘掖指導」「適宜指導」にとどまり、具体性に欠けるが、「青年団」を「補習教育」ではなく、「通俗教育」という新たな概念に関連させて意義づけたところに、新たな政策展開の予兆が記されていたといえる。

以上のように、内務・文部両省が地域青年集団の指導・奨励に着手することを表明するのは、日露戦争終結以降のことである。すでに先行的実践が各地で展開しており、その掌握は中央政府にとっても急務であった。

それ以降の内務・文部両省の主な施策を列挙すれば、以下ようになる(8)。

- ・ 明治39年7月、原内相、地方長官会議で青年団体の指導について指示。これを「地方自治と青年団体」と題する冊子にして全国の郡長に配布。(風紀の矯正、勤儉貯蓄、副業の奨励、商工業の発達、地方自治の振興を強調)。
- ・ 明治43年3月、小松原文相、全国の青年団体のなかから成績の顕著な82団体を選び、表彰。(優良青年団表彰の最初)。
- ・ 明治44年2月、内務省、共同事業および地方改良に貢献した青年団体を選奨。(奈良県宇陀郡三本松村大野青年会)。
- ・ 明治44年5月、文部省、通俗教育調査委員会を設置。
- ・ 明治44年8月、文部省内に青年団体調査委員会を設置し、青年指導の大綱を研究することにする。(参事官2、視学官2、編修官

1、囑託(山本瀧之助)で構成。大正元年11月、第1回会合。議論の中心は団員の年齢問題)。

2. 「地方青年団体概況」(明治39年1月)と体育・運動競技

明治39年1月20日、『官報』に「地方青年団体概況(9)」と題する報告が告示された(以下、「概況」と略す)。明治38年の秋、文部省の求めに応じて山本瀧之助が提出した文書の1部である。

「概況」は、前書きと、計38の全国各地の青年団体(郡青年会3、町村青年会19、字単位の青年会16)の名称、所在地、事業内容を記載した事例報告からなる。たとえば「広島県高田郡生桑村桑田青年会」の場合、簡潔に、「夜学会開設、共同小作(田一段三畝歩青年田ト名ツク)国債応募」と記されている。

では、「概況」は、日露戦争前後の地域青年集団の組織状況を、どのように把握していたのか。

以前ニアリテハ多クハ「若連中」「若者連」「若イ衆」ナト、称シタリシモ近来ニ至リテ漸次「青年会」「青年団」「青年倶楽部」ナト、改メ事業トモイフヘカリシハ神事ニ参与シテ神輿ヲ昇キ屋台ヲ賑ハスカ如キニ止マリタリシモ今ヤ規約ヲ成文ニシテ定期ニ会同シ或ハ夜学会ヲ開キ或ハ農事改良ニ志スカ如キモノ漸ク多キヲ加ヘントシ特ニ時局以来ハ恤兵献金、出征者慰問、家族扶助耕等ノ如キ所謂軍隊後援ノ実ヲ拳ケタルモノ所在尠カラサリシカ如シ

すなわち、近年、これまでは祭礼行事にしか関与しなかった若連中などの旧来の青年集団のなかから、成文化された規約をもち、新規の事業に着手するものが現れ、とりわけ日露開戦以降、銃後支援活動を行うものが多数出現した。各地の青年団体は、伝統的な「若連中」を基礎にしながら新たな事業を起こし、「青年会」となって組織的な発展を遂げつつある。それらの組織や事業は多様であるが、基本的には「若連中」「若者連」「若イ衆」

を母体にして青年会・青年団・青年倶楽部へと「進歩発展」している。「若連中」から「青年団体」へ、という「概況」に示された上述の発展の構図は、やがて、青年会・青年団に関する国家的な組織方針として取り入れられ、戦前日本の青年団運動を指導した財団法人日本青年会館や大日本連合青年団指導部の歴史認識・組織論の祖型にもなる。

では、「概況」には、どのような団体や事業が示されているのか。「概況」は36の地方青年団体が行っていた事業のうち、夜学会、農事改良、さらに日露開戦後に顕著になった恤兵献金、出征者慰問、家族扶助耕などの軍隊後援活動に注目し、それらを「地方青年団体」の代表的な事業とみなしている。と同時に、「概況」は団体の行う事業の多様性にも注目し、文庫設置、郡内訪問、楽隊組織、共同散髪、運動会なども列挙する。そのうち、体育や運動競技、盆踊に關係する事業と実施団体名を示せば、次のようになる。

運動場開設（長野県上伊那郡伊那村火山青年会）

体操場設置 { 先年帰郷兵ノ一人従来ノ杯ナトノ土産物ヲ廢シテ鉄棒ヲ携ヘ帰レルニ起因ス } (大阪府南河内郡千早村青年会)

運動会開会 { 金江村青年会 } (広島県沼隈郡各町村青年会)

撃剣会開催（福島県河沼郡川西村大字宇内青年団）

遠足旅行（長野県更級郡更級村青年会）

競⁽³⁷⁾梨⁽³⁷⁾会開催(福岡県宗像郡宮地村在目青年会)

風俗改良 { 盆踊ハ教育幻灯会ヲ以テ之レニ代ヘ祭典ニ当リテ八屋台ヲ廢シ撃剣銃鎗運動会ヲ以テ之レニ代フルモノノ少カラス } (兵庫県美囊郡青年会)

風俗改良 { 盆踊廢止、道祖神燒廢止 } (群馬県多野郡入野村馬庭青年会)

以上から、38の地方青年団体のうち、7団体、すなわち、2割弱が競技や運動を実施していたことになる。もっとも、「概況」は、地方青年団体やその事業の数量的な把握を目的にするものではな

く、事業活動や団体を概括的に把握することを主題にしていた。そのような資料的特徴を念頭におきつつ、「地方青年団体」の「事業」として行われた身体競技や運動の特徴について考察すれば、以下のようになる。

第一に、競技・運動は、各地の青年団体の「進歩発達」を示す新しい事業の一つであった。しかし、いまだ、地方青年団体の基本的な事業、あるいは共通の事業にはなっていない。

第二に、兵庫県美囊郡青年会の事例は、「撃剣銃鎗運動会」が民俗的な祭りや風俗に対する対抗運動、あるいは、矯風運動としての性格をもつものであったことを示している。

第三に、「概況」に示された長野県、大阪府、福島県、兵庫県、福岡県、広島県などの事例は、文部省や内務省がモデルや基準を提示する以前に、競技・運動・武術に関する実践が展開していたことを示しており、郡や町村だけでなく、字レベルでも行われている。郡レベルでの組織的活動の先進例に兵庫県の美囊郡と加古郡があるが、後者に運動・競技に関する記載はない。この時期、上からの画一的な事業展開はなかったといえる。

「概況」をもとに、日清日露の戦間期から日露戦終結直後にかけての、すなわち、国家的な施策が展開される以前の「地方青年団体」における先行的な体育・競技活動については、おおむね、以上のように整理することができる。

3. 若連中・若者組の再編と体育・身体競技 広島県の場合

広島県は日露戦争後、兵庫県とともに「地方青年団体」の先進地として知られるようになった。知名度を上げるうえで、山本瀧之助の果たした役割が大きい。かれは、日清戦争直前の明治27年4月、沼隈郡千年村で尋常小学校卒業者を対象にした「少年会」の組織化に着手し、『田舎青年』(明治29年)や『地方青年団体』(明治42年)の出版を介して名を馳せ、全国的な活動をとおして、やがて「青年団運動の父」と呼ばれるようになる。

初期の広島県の青年団体を特徴づけるものは、

「夜学会」であった。広島県内務部学務兵事課『広島県青年団体状況取調書』（大正2年8月）は、「若連中」から「夜学会」、さらに「青年団体」に発展した地域青年集団の沿革を、次のように記述している(10)。

「古来若連中若クハ若者組等ト称スル団体八県下各町村ノ大字或ハ小字ヲ区域トシテ其数大小幾千ニ及ヒタリ而シテ之等ノ団体八隠然トシテ社会上一種ノ自治団体ヲ形成シ其行動ニ関シテハ決シテ他ノ制肘干渉ヲ充サハルモノトス而シテ…積年ノ情弊八倍々地方青年ノ風紀ヲ紊リ軋轢紛争ヲ能事トシ弊習蛮風ニ耽溺シ殆ント匡正ノ途無ニ至レリ」

すなわち、古くから大字や小字を単位に若連中・若者組と呼ばれる集団が「自治団体」として存在し、社会的な影響力を行使してきた。いまは若者の風紀紊乱、「弊習蛮風」の温床となり、各地で「軋轢紛争」を繰り返しており、矯正の余地はない。

「明治二十年前後ニ至リ時勢ノ風潮ニ刺激サレレ之カ改善ヲ企ツルモノ多ク或ハ成文ノ規約ヲ設ケ何々社、舎、義団又ハ青年会ト改称セルモノ少カラサリシモ適当ナル統率者ヲ得ルコト能ハサリシ為メ其内容ハ依然トシテ旧套ヲ脱スルヲ得ス能ク其改革ノ実ヲ拳ケタルモノナシ然ルニ旧来地方青年間ニ夜学ト称シ冬季長夜ノ季節ヲ選ミ地方有志僧侶又ハ先輩ニ就キ読書習字算盤等ヲ学習スル習慣アリテ当時尚之ヲ持続セシモノ尠カラス之則チ本県青年夜学会ノ前進ニシテ青年団体革新ノ萌芽ト為ス」

上記のように、明治20年前後に台頭した青年の結社もまた、適切な指導者を欠き、改革の成果をあげることができなかった。それに対し、地方の有志・有識者が青年の補習教育を目的に農閑期を利用して開設した「夜学」の多くは、継続的に活動を続け、これが広島県における「青年夜学会」の前身となり、現今の青年団体の革新を準備したのである。

では、「夜学」はどのようにして「青年夜学会」へ転化したのか。その契機は、小学校教員が各郡

市の壮丁学力調査の成績不振への対応策として夜学会を開催し、学科の補習や実業思想の涵養、壮丁入営の準備に携わったことにある。こうして、明治35、36年頃、青年夜学会が安佐郡、山縣郡、神石郡をはじめ各郡で漸増する。日露戦争期には、青年が出征兵士の送迎や出征家族支援の共同耕作、軍資金献納、戦病死者の追弔会への参列、風儀矯正などの活動に結集し、「青年夜学会ノ発展ト共ニ青年団体勃興ノ機運」が勃興した。「従来ノ青年夜学会又ハ若連中ハ漸次其組織ヲ変更シテ遂ニ現今ノ青年団体ヲ樹立スル」に至るのである。

組織や活動に基準を与えたのは、県や郡当局であった。初発をなした施策に、日露戦争終結直前の明治38年7月19日、山田春三・広島県知事が発した訓令甲第25号がある(11)。同訓令は、戦後経営を展望しながら、教育上留意すべき事項として就学督促、出席督励、精神教育、「体育ノ奨励」、教員修養、社会教育、実用教育の7項目をあげていた。そのうち、体育の奨励については、「各種ノ運動」を行い、「衣食住ノ改善」「日常ノ摂生」「学校衛生」に留意するよう促し、「社会教育」については、「学校ハ地方ニ於ケル文化ノ中枢タリ」としながら、「青年夜学会」「通俗的講談会」の開催や「新聞雑誌及図書ノ閲覧場」の開設による知識開発を奨励した。

さらに明治41年4月、県は郡市長会議に「青年会設置標準」を諮詢し、市町村青年会と郡青年会の組織と事業について、統一的な基準を協定した。その内容は、次の4点に集約しうる(12)。

第1に、各市町村、いわゆる行政区を単位として青年会を設置するとともに、それを「統括指導シ事業ヲ図ル」ために郡青年会を組織することにした(第1項、第2項、第6項)。この組織方針のもとで、在来の若連中・若者組は存在意義を大きく後退させることになる。

「是ニヨリ小部落ノ青年団体ハ漸次町村青年団体ニ統一整理シ町村自治トノ連絡ヲ一層緊密ナラシムルト同時ニ諸般ノ経営ニ関シテハ支部支会ヲ設ケテ内容ノ充実ヲ期スルヲ^(ママ)防^(ママ)ケサラシメタリ」。

すなわち、近世以来、旧村、すなわち字ないし小字を基礎にして村落共同体の自治的慣行を中心的に担ってきた若連中・若者組は、郡青年会の「統括指導」下にある市町村青年会の支部・支会に再編され、そのような枠組みのもとで「充実」を図ることが期待されたのである。

第 2 に、「市町村青年会八何等ノ名義ヲ以テスルモ政党政派ニ関与セサルコト」とされ、政治への関与を否定された（第 4 項）。以後、青年会の「共同自治」と「地方自治」は、政治的自治と切断された地平で展開することになる。

第 3 に、「市町村青年会八教育勅語ノ趣旨ヲ遵法シ青年智徳ノ修養ニ勉メ身体ヲ鍛錬シ勤儉力行以テ共同自治ノ精神ヲ養フヲ以テ目的トスルコト」（第 3 項）とされ、知育、徳育とともに体育、すなわち身体（カラダ）の鍛錬が標準的な目的となった。

第 4 に、上述の目的規定に加えて、市町村青年会の「事業ノ概目」（第 5 項）が定められ、下記の事業が明記された。

- 1 補習教育、壮丁教育、実業教育
- 2 講演会、談話会及物産品評会等
- 3 運動会其他共同ノ競技ヲ為スコト
- 4 実業ヲ為スコト
- 5 金品ノ貯蓄ヲ為スコト
- 6 公共事業へ協力スルコト

以上のように、「運動会其他共同ノ競技」は市町村青年会の基本的な事業に位置づけられ、とくに「共同」的性格が重視された。そのことは、運動や競技に、身体（カラダ）の鍛錬だけでなく、知育・徳育・体育という分節化されたカテゴリーではとらえることのできない精神的・社会的意義を付与されたことを示す。以後、運動会や「共同ノ競技」は、市町村青年会の目的とのかかわりにおいて、すなわち、教育勅語を精神的な支柱とした智徳の修養と身体（カラダ）の鍛錬、勤儉力行、「共同自治」などの精神的・社会的資質や規範とのかかわりにおいて奨励されることになる。

明治 41 年 5 月に広島県が編んだ『民政要綱』は、「青年会設置標準」と同様の方針を示し(13)、同年 10 月の戊辰詔書は、そうした施策に精神的

な支柱を与えた。翌年から、若連中・若者組の町村青年会への再編と郡青年会の組織化が急速に進み、会員数を増大させ、名実ともに広島県は「地方青年団体」の先進県となる。

4. 「地方青年団体」の組織的展開と体育・身体競技 広島県の場合

鹿野政直は、明治 43 年、文部省によって全国第一の成績とされた広島県の青年会の組織的動向を分析し、2 つの特徴を抽出している(14)。1 つは、青年の組織率の飛躍的な増加であり、もう 1 つは、事業の多面化である（次頁の表、参照）。まず、組織率の増加について、鹿野は、とくに明治 38 年、39 年、42 年が著しいとし、そのうち、明治 38 年の場合は戦時下の諸活動を反映しており、明治 39 年は内務・文部両省による奨励の結果であるとみなす。明治 42 年の場合は、前年 10 月 13 日に発布された戊申詔書の影響によるものであるとする。

さらに鹿野は、会員数の急増だけでなく、青年団体が行政単位を基準に整備される傾向に着目し、それが連合体としての郡青年団の結成と連動している点に注意を促す。事業の多面化については、農閑期、あるいは一日の労働を終えたあとの学習活動の機関であった青年会が、青年の全生活に食い込もうとし、かれらを 24 時間拘束しようとする志向をあらわに示すにいたった、とする。そして、その傾向を、官僚的形式主義によって助長されたものとみなす。

以上の鹿野の考察を念頭に置きつつ、以下に、体育・運動競技にかかわる動向を検討しておこう。

体育や競技が活発になる初発的な契機は、日露戦争中の地域住民の精神的昂揚であり、その際、小学校教員が大きな役割を担った。たとえば、山縣郡では、次の状況が出現した。「留守宅家族慰（ママ）籍（ママ）の為め特に運動会、幻灯会、児童学芸会等を催し其家族に対しては特別の待遇をなし出征者並に其家族の名誉を表彰す。」「各学校共夜学会を創設し特に壮丁の教育に注意し・・・同会の教師には村長、助役、医師、僧侶等も加はり学科の外体育

表：広島県における地方青年団体の組織・活動状況（明治37～45年）

調査年月	郡青年団体数	町村青年団 数	町村青年 団体会員 数	施設事項
明治37年5月	0	169	5,652	夜学会、壮丁教育、講話会
明治38年5月	0	519	17,302	夜学会、壮丁教育、講話会、戦時に関する奉公、後援的 事業
明治39年7月	1	555	32,683	夜学会、壮丁教育、講話会、講習会、開墾、桑園設置、 養蚕、撃剣、柔道、運動競技会、風紀改善、道路橋梁 修繕等の公共事業幫助
明治40年5月	1	717	47,696	夜学会、壮丁教育、講話会、講習会、開墾、桑園設置、 養蚕、撃剣、柔道、運動競技会、風紀改善、道路橋梁 修繕等の公共事業幫助
明治41年7月	2	750	55,376	補習教育及精神修養に関すること
明治42年7月	11	480 支会また は部会 (1,223)	86,551	夜学会、壮丁教育、実業補習教育、講演会、講話 会、見学旅行、学事幫助、図書館、文庫雑誌発行 体育及娯楽に関すること 武術、相撲、体操、水泳、運動会、遠足、登山、 競走、講談
明治43年7月	12	447 (1,724)	89,634	風紀改善に関すること
明治44年7月	12	468 (1852)	94,328	敬神、表彰、尚老、倶楽部建設、風紀取締、弊風 奢侈矯正、吉凶慶弔、共同作業
大正元年7月	12	472 (1,929)	96,056	公共事業幫助に関すること 労役提供、軍事幫助、消防衛生、指導標、慈善 義捐 産業との連絡に関すること 試作栽培、桑園養蚕、農事講習会、農事品評会、 堆肥舎、害虫鳥駆除 基本財産並貯金に関すること 基本金積立、規約貯金、植林、開墾

注：広島県内務部学務兵事課『大正二年八月広島県下青年団体状況取調書』1908年による。

鹿野正直『日本資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房、1969年、475頁をも参照。

の奨励として撃剣柔術等の練習をなし又夜学会に於て便宜草鞋縄綱等をなし其売上代の一部は同会の費用に充て余剰は恤兵金として献納す。(15)

運動会や撃剣柔術の練習は、個別的・単独的な活動ではなく、住民を戦時体制に包摂する多様な活動と結びついており、そうした取り組みは、戦

後も、小学校を基盤にして補習教育を積極的に展開する地域において顕著であった。その模様を、「広島県各都市青年夜学会其他矯風の団体状況」（明治39年7月調）は、次のように記述する(16)。

安佐：青年会女子会夜学会ニシテ多クハ修身

国語算術ヲ授ケ又女子ニハ礼式及家事ヲ男子ニハ遊戯体操ヲ課スモノ多シ

高田：青年夜学会女子会ヲ主トシ修身国語算術ヲ課スモノ多ク又女子ニハ家事ヲ授ケ男子ニハ実業及体育ノ奨励ヲ為スモノアリ

芦品：青年会及夜学会ヲ主トシ小学校ノ教科ヲ授ケルモノ多ク又体育奨励及談話討論ヲ為スモノアリ

以上のような体育・遊戯奨励の試みは、「青年夜学会」を「青年団体」に再編する過程で大きく飛躍する。その模様を、広島県内務部学務兵事課が作成した「広島県青年団体発達の状況一覧表(17)」(大正2年8月)によってフォローしておこう。

「一覧表」には、明治37年5月から大正元年7月までの9年間にわたり、各年次の団体数(郡・町村・支部ないし部会ごと)、団員数、年間経費、「主ナル施設事項」、「沿革大要」が記載されている。「主ナル施設事項」欄に体育や運動競技に関する記事が登場するのは、明治39年7月(調査年月)のことであり、「撃剣柔道、運動競技会」と記述されていた。このことは、38年後半から39年前半にかけて、青年団体・青年会の活動として撃剣や柔道、運動競技会が注目され始めたことを示す。おそらく、「体育」や「各種ノ運動」の奨励を説いた訓令甲第25号(明治38年7月)の影響であろう。翌明治40年5月の調査の結果、新たに「角力、銃槍」が加わった。活動の多様化だけでなく、軍人会との提携が進んだのである。

明治41年7月(調査年月)以降、大正元年7月までは、「武術、相撲、体操、水泳、運動会、遠足、登山、競争、講談」という表記で統一され、「体育及娯楽ニ関スルコト」というカテゴリーのもとに一括されている。そのことは、この頃から体育や競技に関する活動が標準化され、多様な形態をとりつつ全県的に拡大していったこと、また、補習教育や修養、体育だけでなく、娯楽としても展開していったことを示している。そうした動向の起点をなすのが、「青年会設置標準」(明治41年4月)であった。広島県における青年団・青年

会の体育・身体競技は、明治40年代初頭から大正初期にかけて標準化され、町村や郡を単位とする行事や活動を介して実施されるようになった。以下に、大正元年8月時点の町村青年会の体育・娯楽に関する模範的な動向を示しておこう(18)。

- 1 武術及相撲 撃剣、柔道ノ練習ヲ為ス^(ママ)モ甚多ク又銃槍ヲ為スモノアリ就中相撲ハ最もモ広く行ハレ居レリ
- 2 体操及水泳 主トシテ器械体操ヲ練習シ又兵式教練ヲ行ヒ或ハ水泳ヲ練習スルモノアリ
- 3 運動競技会 春秋ノ候ニ於テ小学校ト連合シテ運動会ヲ催シ或ハ単独ニ之ヲ行フモノアリ
- 4 遠足登山及競走 会員合同シテ長距離競走ヲ為シ又遠足登山等ヲ為スモノアリ
- 5 講談 講談師ヲ招キテ忠孝節義ニ関スル講談ヲ為サシム
- 6 其他謡曲又八生花ノ練習ヲ為シ蓄音機ヲ備ヘ付ケ或ハ音楽隊ヲ組織セルモノアリ

以上のように、明治末から大正初年にかけて、町村青年会では、小学校との連合運動会だけでなく、青年会単独の運動競技会や長距離競走・遠足・登山のイベントが企画され、兵式教練や銃槍など、在郷軍人会との共同行事も開催されるようになった。武術や相撲、柔道・器械体操・水泳などは、主に「練習」という形態をとって行なわれ、そのうち、最も普及していたのが相撲であった。競技的なイベントは、総会の余興として重要な役割を果たした。町村青年会の場合、「毎年一回乃至二回定期又ハ臨時ニ集合シテ之ヲ開キ議事、報告、講話表彰、尚老、其他運動遊戯、講談等ノ余興ヲ為ス」ことを範例とし、郡青年団体の場合も、「議事、報告、表彰、講演、其他武術、相撲講談、消防演習、徒歩競争等ノ余興ヲ行フ」ことが推奨された。その際、競技や武術、講談などの「余興」は、大きな動員力を持ち、総会の成否を左右する重要な企画として意義づけられたのである。

5. おわりに

地域青年集団に関する明治 38 年の内務省と文部省の通牒は、中央政府による初発的な施策として画期的な意義をもつ。だが、このとき、両省は、組織構成や事業内容について明確な構想を示さなかった。それに対し、山本瀧之助が「地方青年団体概況」(『官報』明治 39 年 1 月 20 日)で描いた組織論は、「若連中」「若者連」「若イ衆」をベースにして青年集団を歴史的に把握し、それらの発展的な形態として「青年会」「青年団」「青年倶楽部」などの新しい団体を意義づけて、新しい団体の能動的な作用を介して「若連中」などの伝統的組織のトータルな再編・改革を展望していた。伝統に依拠しながら地域に個別的に並存し、ときに群れをなして支配体制に反抗する「若者」を、国家社会を能動的に担う「青年」に変えようとしたのである。

山本が「概況」で抽出した体育や運動会、撃剣、柔道は、明治 20 年代の青年結社や日清・日露戦間期の補習教育・夜学会のなかで胎動し、日露戦争期の銃後活動や軍隊支援、奉仕活動、風儀矯正などの諸事業とともに活性化したものである。だが、それらの事業が地域青年集団の再編過程に体系的に組み込まれるのは日露戦争後であり、一等国日本を自負して国家体制の整備をめざした「地方改良運動」の展開と重なる。

明治 40 年代に「地方青年団体」の先進県として名を馳せた広島県の場合、明治 41 年 4 月の「青年会設置標準」において、小学校卒業から兵役適齢期に至るすべての青年を郡および市町村単位に組織することがめざされ、会の目的と事業が定められた。以後、運動競技、撃剣、柔道、銃術、体操、水泳、相撲などの身体競技や運動が青年団・青年会の規準的な事業となり、「修養」や「体育」だけでなく「娯楽」「余興」としても意義づけられ、市町村・郡青年会推進の梃子となる。町村や郡の青年会に組織されたそれらの事業は、地域の青少年に新しい鍛錬や修養、娯楽の機会を提供し、かれらの経験と世界を拡大させながら、「帝国」へと誘った。と同時に、風俗改良という名目で土着の

習俗や文化、自治的慣行と対抗し、その変容をも促したのである。

<注>

- (1) 熊谷辰治郎(編)『大日本青年団史』1942 年、91 頁。
- (2) 同上、91 頁、付録 197 頁。
- (3) 『山本瀧之助日記』明治 38 年 4 月 26 日(多仁照廣(編)『山本瀧之助日記』第二巻、財団法人日本青年館、1986 年、105 頁)。
- (4) 「会報 第五回全国連合教育会」『教育公報』第 300 号、明治 38 年 10 月 15 日、13 頁。
- (5) たとえば、『教育公報』第 298 号(明治 38 年 8 月 15 日)の「雑録」に「地方青年団体と補習教育の関係」(山本瀧之助君寄稿)が掲載されている(35-38 頁)。
- (6) 松本参事官の山本瀧之助宛て書簡(明治 38 年 10 月 6 日)、山本高三(編)『山本瀧之助遺稿 青年団物語』1933 年、73 頁、所収。
- (7) 前掲『大日本青年団史』93 頁、付録 197-8 頁。
- (8) 前掲『大日本青年団史』93-96 頁、参照。
- (9) 『官報』明治 39 年 1 月 20 日、463-464 頁。『教育公報』第 304 号、明治 39 年 3 月 15 日、42-43 頁にも転載されている。
- (10) 広島県内務部学務兵事課『広島県青年団状況取調書』大正 2 年 8 月、1-2 頁。以下、引用は同書による。
- (11) 『広島県公報』明治 38 年 7 月 19 日、25 頁。
- (12) 前掲『広島県青年団状況取調書』5-7 頁。
- (13) 広島県(編)『広島県史』(近代現代資料編)、1974 年(1987 年、復刻)885-886 頁。
- (14) 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房、1969 年、474-476 頁。
- (15) 「広島県山縣郡内小学校教員及児童の日露開戦以来各方面に対する施設経営状況」『教育公報』第 295 号、明治 38 年 5 月 15 日、39 頁。
- (16) 以下、引用は、『芸備教育』第 31 号、明治 39 年 11 月 25 日、7 頁、所収による。
- (17) 前掲『広島県青年団状況取調書』巻末、所収。
- (18) 同上書、15 頁

